

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 外国子会社合算税制（平成31年度税制改正）

平成31年度税制改正において、経済産業省からの要望を踏まえ、日本企業の海外における健全な事業活動に対する課税リスクや事務コストの低減、海外展開の推進及び国際競争力の向上を目的として、外国子会社合算税制について米国等のビジネス実態を考慮した改正がなされました。

改正の内容

2017年の米国の大幅な税率引き下げにより、米国子会社の租税負担割合が30%未満となる可能性が生じたため、多くの日本企業が、事業活動上の必要性から保有するペーパーカンパニーが、外国子会社合算税制の適用免除を受けられなくなる蓋然性が高まりました。

さらに、連結納税グループの構成会社や、パススルー課税の適用を受けている外国関係会社の租税負担割合の計算方法が、法令上明示されていなかったため、実務上の困難が指摘されていました。そこで平成31年度税制改正により以下の点が手当されました。

1. 一定の要件を満たす外国関係会社のペーパーカンパニーからの除外

特定外国関係会社であるペーパーカンパニーの範囲から①持株会社、②不動産保有会社、③資源開発等プロジェクト会社である一定の外国関係会社を除外することとされました。

2. 外国関係会社が連結納税を採用する場合やパススルー課税が行われる事業体である場合の措置

当該外国関係会社における①適用対象金額の算定、②適用免除基準における租税負担割合の算定、③合算課税額に係る外国税額控除額の計算につき、外国法令の規定から連結納税の規定及びパススルーとして取り扱われる規定を除外して計算することとされました。

ペーパーカンパニーからの除外法人

持株会社	子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、総資産の額の95%超が子会社株式等であり、かつ、総収入の額の95%超が子会社からの配当等であるもの、その他一定の外国関係会社
特定の持株会社	特定子会社（一定の部分対象外国関係会社等に限る）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、以下の要件の全てをすべて満たすもの、その他一定の外国関係会社 ①その本店所在地国を同じくする管理支配会社（一定の部分対象外国関係会社等で、その役員又は使用人が事業遂行上必要と認められる業務に従事しているものに限る）によりその事業の管理、支配及び運営等が行われていること ②当該管理支配会社が当該事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること ③総資産の額の95%超が特定子会社の株式等の資産の帳簿価額であること ④総収入の額の95%超が③の資産より生じるものであること



不動産保有会社・ 資源開発等 プロジェクト会社	<p>その本店所在地国に所在する一定の不動産の保有又は同一国における資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、以下の要件の全てをすべて満たすもの、その他一定の外国関係会社</p> <p>①当該同一国に所在する管理支配会社（一定の部分対象外国関係会社等で、その役員又は使用人が事業遂行上必要と認められる業務に従事しているものに限る）によりその事業の管理、支配及び運営等が行われていること</p> <p>②当該管理支配会社が不動産業又は当該同一国において行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること</p> <p>③総資産の額の95%超が当該不動産又は当該資源開発等プロジェクトに関する一定の特定子会社の株式、貸付金、特定不動産及び一定の現預金等の資産の帳簿価額であること</p> <p>④総収入の額の95%超が③の資産より生じるものであること</p>
-------------------------------	---

お見逃しなく！

1. 本改正の適用時期は、内国法人の2019年4月1日以後に終了する事業年度における合算課税（外国関係会社の2018年4月1日以後に開始する事業年度に限る）より適用されます。したがって、平成29年度改正で創設されたペーパーカンパニーに関する規定は、適用初年度から、平成31年改正後の規定に上書きされたものとなります。
2. 外国関係会社が連結納税を採用する場合やパススルー課税が行われる事業体である場合の租税負担割合の計算において、外国法令の規定から連結納税の規定やパススルーの規定を除外することとなりましたので、外国法人税額の仮定計算が必要になります。